

# 【特別支援学校における人権教育全体計画作成例】

関係法令
日本国憲法 教育基本法 学校教育法 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 学習指導要領 広島県人権教育・啓発指針 広島県人権教育推進プラン

学校教育目標
一人一人の特性に応じた教育を行い、その可能性を最大に伸ばし、社会参加や自立につながる生きる力を育てる。 (育てたい子供像) 知:学習活動を通して、自ら学び伸びようとする子供。 徳:人との関わりの中で、他者を尊重する心を持つ子供。 体:健康で安全に生活できる知識と体力を身に付けた子供。 言語活動: 理解できる言葉を多く持ち、自分の意思を伝えるスキルを身に付けている子供。

児童生徒・地域等の実態
・県北で唯一の知的障害特別支援学校であり就学区域が広い。 ・児童生徒数が増加傾向にあり、それに伴って障害も多様化している。 ・高等部においては、療育手帳B判定の軽度の生徒が増加している。

学部の目標		
小学部	中学部	高等部
・日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付ける。 ・学習習慣の定着を図り、意欲的に学ぶ。 ・いろいろな体験学習を通して、人と関わることの大切さを知る。 ・身体を動かす喜びを知り、健康に過ごす。 ・学習活動を通して、多くの言葉にふれ、習得する。	・日常生活に必要な基本的な生活習慣を日常生活の中で生かす。 ・学習活動に積極的に参加する姿勢を養う。 ・人と関わりの中で他者を意識して活動する。 ・健康で安全な生活を送り、体力を維持向上させる方法を知る。 ・理解できる言語を増やし、自分の思いを伝えるために使う。	・豊かな社会生活を送るために必要な基本的な生活習慣を身に付け、様々な場所で活用する。 ・学習活動に主体的に参加し、自立と社会参加への意欲、技能等を身に付ける。 ・自分を大切にし、他者を尊重する態度を身に付け実践する。 ・自分の身体と心について知り、生涯にわたって安全で健康に過ごすための方法を身に付ける。 ・理解でき、他者と分かり合い伝え合える言語を増やし活用する。

人権教育の目標		
自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成するために、人権に関する知的理解と人権感覚を高める。		
小学部の目標	中学部の目標	高等部の目標
友だちと一緒に遊び、人に関心を持ち、相手にやさしくする活動を体験的に行う中で、人を大切にする気持ちを養う。	人との関わりを大切にし、生徒が自ら考え、主体的に活動する力を養うとともに、他者と協力して活動する態度を養う。	体験活動や新聞等マスメディアによる情報源から、必要な情報を収集し判断するなどの活動を通して、相手の立場や自己の生き方を考えながら、主体的協働的に行動できる力を養う。

## 校長の方針の下、学校の全教職員による推進体制

各教科等における指導方針	小学部	中学部	高等部
	[日常生活の指導] 相手を意識して、あいさつをすることに関心をもつ。  [生活単元学習] 友だちと共同して単元の活動に取り組む態度を育てる。  [遊びの指導] 人との関わりを大切にし、友だちといろいろな遊びを経験することでコミュニケーションの基礎を養う。	[日常生活の指導] 気持ちのよいあいさつをし、時間を守ることの大切さを理解する。  [生活単元学習] 一人一人の生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に協力して取り組む態度を育てる。  [作業学習] 自分の役割を理解し、他の生徒と協力して作業活動に取り組むことでコミュニケーション能力を育てる。  [音楽] 音楽についての興味・関心を深めながら生活と音楽の関連を図り、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。  [保健体育] きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友だちと協力して安全に運動する態度を育てる。	[日常生活の指導] 自分から気持ちのよいあいさつをし、時間やルールを進んで守ろうとする態度を育てる。 [生活単元学習] 生活に必要なルールやマナーについて深く理解するとともに、社会の一員としての高い自覚をもって行動する態度を養う。 [作業学習] 職業生活や社会自立に必要なとされるマナーや態度を学び、学習活動においても活用することで他者と協働して作業を行い、コミュニケーション能力を高める。 [国語] 日常生活に必要な国語の理解や表現力をさらに深め、「聞く・話す」「読む」「書く」ことを相手や場面、状況などを踏まえて生活の中で適切に活用する力を育てる。 [数学] 日常生活に必要な数量などに関する理解を深め、分析的に物事を考える力やそれらを実際の生活場面で取り扱い、生活に生かしていく能力と態度を育てる。 [音楽] 表現及び鑑賞の能力を伸ばし、自己選択によって音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育て、生涯を通じて音楽を楽しむ態度を養う。 [美術] 基礎的な造形活動の経験をもとにして、表現及び鑑賞の能力を一層高め、基礎的、発展的な創造活動を充実し豊かな情操を培う。 [保健体育] きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、友だちと協力し、進んで安全に運動する態度を育てる。
	集団での活動を通して、友だちと仲良く活動する態度を育てる。	集団での活動を通して、友だちと協力して活動する態度を育てる。	集団活動や話し合い活動を通して、他者と協力して生活上の諸問題を解決し、望ましい人間関係を築く態度や技能等を養う。
		社会と関わる体験活動を通して、自ら考え、主体的に判断する態度を養う。	自然体験活動、国際理解、地域の文化の学習活動を通して、さまざまな情報を収集・活用しながら自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決しようとする考え方や判断力を身に付ける。
	個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う。		

**生徒指導**  
 ・生徒指導の3機能(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する)をすべての教育活動に生かし、生徒の自己指導能力を育成する。

**道徳教育**  
 ・自他の生命を尊重する精神を養う。  
 ・自律及び社会連帯の精神を養う。  
 ・義務を果たし責任を重んじる態度を養う。  
 ・人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

**キャリア教育**  
 ・自己と他者の互いを認め合うことを大切にして行動することができる能力を養う。  
 ・適切なコミュニケーションを図り、豊かな人間関係を築きながら、自己の成長を果たしていくことができる能力を養う。

**家庭・地域との連携**  
 ・学校における人権教育への理解と協力を求める。(PTA活動、授業参観、懇談会、家庭訪問、学校行事、公開授業研究会、就業体験、ホームページ、校種間連携、交流学習、学校評議員会関係者評価委員会等)

### 【人権教育の基盤】

児童生徒の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級の確立

- [第三次とりまとめ]の理論研修を行い、教職員の人権教育に対する理解を深める。
- 授業研究を通して、生徒の自己肯定感や自他の尊重といった価値や態度及び能動的な傾聴やコミュニケーションといった技能に対する教職員の指導力の向上を図る。
- 教職員の人権感覚を高めるために、参加体験型の研修を実施する。